

### 高額医療・高額介護合算療養費 支給申請の勧奨通知を送付します

高額医療・高額介護合算療養費制度は、医療保険（市の国民健康保険、後期高齢者医療制度、その他会社などの医療保険）と介護保険の両方を利用する世帯の自己負担軽減を目的とした給付制度です。

世帯単位で毎年8月1日から1年間の医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担額の合計が、所定の自己負担限度額を超える場合に支給対象となります。申請を行って認められると支給額（自己負担額－所定の自己負担限度額）が医療保険者と介護保険者から別々に支給されます。

※計算の結果、支給額が500円以下の場合には支給されません。

【勧奨を行う申請対象期間】24年8月1日～25年7月31日

【申請先】25年7月31日現在で加入していた医療保険者

【申請方法・問い合わせ先】2月中旬に市では、国民健康保険については支給対象世帯へ、後期高齢者医療制度については支給対象者へ支給申請の勧奨通知を送付します。同封の申請書に必要事項を記入の上、次の通り申請してください。

①国民健康保険に加入の方  
②申請書、市の国民健康保険

### 第4回地域自立支援協議会会議を 公開します

地域自立支援協議会は、地域で暮らす障害のある方への相談支援体制の整備や関係機関との連携、課題の共有化を行う場として、障害者総合支援法で設置に努めるよう規定されています。

今年度は専門部会を設けて、ヘルプカードの作成や、相談支援体制の充実について検討してきました。

次回、第4回地域自立支援協議会は、市民の皆さんに公開して実施します。ぜひ、ご来場ください。

【日時】2月11日（祝）午前

### 手話通訳者 登録試験を 実施します

聴覚や言語に障害のある方が、家庭生活や社会生活を支障なく送れるよう「コミュニケーション支援事業（手話通訳）」を行っています。

このたび、手話通訳者として登録していただける方に必要登録試験を実施します。

【応募資格】手話技術（実践クラス以上）を習得している市内在住の20歳以上の方で、手話通訳者として活動可能な方

【試験日時】3月8日（土）午前9時から

【会場】市役所7階701会議室

申し込みは2月3日（月）～14日（金）に認め印を持参の上、障害福祉課（市役所1階）へ。

詳しくは同課福祉支援係 ☎470・7747へ。

被保険者証、認め印を保険年金課国民健康保険係（市役所1階）へ持参を。詳しくは同係 ☎470・7733へ

### 公共施設の使用料を 改定します

「公共施設使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例」が、25年第4回市議会定例会で可決しました。同条例は、学識経験者や市民による委員で構成された「公共施設使用料のあり方検討委員会」から提出された報告書に基づき策定されています。

報告書の主なポイントは、①会議室やホールの使用料単価は、施設ごとに設定するのではなく、現行と同様に全施設統一化などです。

条例施行日は26年6月1日です。対象施設は下表の通りです。詳細は広報3月15日号でお知らせします。

詳しくは、下表の各部署へ。

公共施設使用料に関する連絡先

対象施設	所管部署および電話番号
地域センター	生活文化課 470・7738
男女平等推進センター	生活文化課 470・7738
市民プラザ	生活文化課 470・7738
コミュニティホール東本町	生活文化課 470・7738
地区センター	福祉総務課 470・7777 (内線)2508
さいわい福祉センター	障害福祉課 470・7747
わくわく健康プラザ	健康課 477・0030
小・中学校施設	教育部総務課 470・7775
スポーツセンター	生涯学習課 470・7784
生涯学習センター	生涯学習課 470・7784
青少年センター	生涯学習課 470・7784
テニスコート	生涯学習課 470・7784
野球場	生涯学習課 470・7784
運動広場	生涯学習課 470・7784
ゲートボール場	生涯学習課 470・7784
野外訓練施設	生涯学習課 470・7784

### 都営住宅の入居者を 募集します

【募集の種類・対象】①ポイント方式（家族向けのみ）②単身者向け・単身者用車いす使用者向け・シルバーピア（単身者向け・二人世帯向け）③次期障害者基本計画および障害福祉計画の策定についてなど（手話通訳あり）

当日直接会場へ。

詳しくは障害福祉課地域支援係 ☎470・7747 またはファクス ☎475・8181 へ。

【日時】2月11日（祝）午前

### くぬぎ児童館の利用を 2月末で終了します

くぬぎ児童館は、耐震診断の結果が基準値に満たないことから、利用する方の安全性を最優先し、2月27日（木）をもって利用を終了します。

詳しくは子育て支援課 ☎470・7736へ。

### 住基カードと電子証明書発行の休日窓口 を開設します

2月8日（土）・15日（土）の午前9時～午後1時

市では、電子申告の受付時期に合わせ、平日に来庁できない方のために休日窓口を開設して、住民基本台帳カード（以下、住基カード）と電子証明書の発行申請を受け付けます（住基カードの申請は、本人に限り受け付けます）。

【日時】2月8日・15日のいずれも土曜日、午前9時～午後1時

【手続き】住基カードを発行する際の本人確認方法は次の通りです。

①ICカード運転免許証を提示の上、暗証番号を正しく入力する方法

②運転免許証（ICカード、非ICカード）、旅券、障害者手帳、療育手帳（以下、A書類）1点に加え、健康保険証、年金手帳などの書類（以下、B書類）をもつ1点提示する方法

③A書類を2点提示する方法

前記の方法による場合、申請したその日に住基カードの発行ができます。前記の方法によらない場合は、A書類を1点、またはB書類を2点提示してください。

※公的本人確認書類を全く所持していない方は、事前にご相談ください。

詳しくは同課 ☎470・7722 へ。

### わくわく健康プラザを終日 閉館します

3月8日（土）は、施設の電気設備点検を行うため、館内は終日停電となります。それに伴い、わくわく健康プラザを終日閉館します。

集会室・体育室・子ども家庭支援センター・郷土資料室・駐車場も利用できません。

ご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

詳しくは健康課予防係 ☎477・0030へ。



### 国民年金 保険料をお得に納める2年前納（口座振替）が始まります

国民年金保険料には、まとめて前払いすると割引になる「前納制度」があり、割引額は前納の期間が長いほど大きくなりますが、現在は最長で1年間となっています。

このたび、2年度分の保険料を口座振替でまとめて納付できる「2年前納」が、26年4月から始まります。同前納を利用すると、現金で毎月納付する場合と比べ2年間で（※）1万4000円程度の割引となります。同前納は年金事務所へ申し込みください（26年4月からの前納を希望する場合は2月末日まで）。

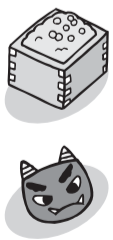
※割引額は25年度の保険料額による推計です。26年度の保険料額は26年2月に確定予定です。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411へ。

### 交通事故の防止に努めましょう

25年中に市内で5件の交通事故死亡事故が発生しました（24年は0件）。車・バイク・自転車のスピードの出し過ぎ、飲酒運転などをせず、十分な安全確認を心掛けてください。

特に早朝・夕暮れ時に事故が



【その他】申請の際に必要な物は、認め印、発行手数料500円（電子証明書の申請を併せて行う場合は1000円）です。なお、身分証明書として住基カードを希望する方は、顔写真（縦4.5センチ×横3.5センチの大きさで、最近6カ月以内撮影、無帽、正面、無背景のもの）も持参してください。